

神戸地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時

平成26年2月6日（木）午後3時から午後5時15分まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

麻田光広，清原桂子，杉本直己，瀬川均，高野伸，中浜宏章，南部真知子，仁田裕也，野崎弘，野原神川，細井正弘，牧田隆行，村田泰男，安井宏（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

稲葉重子，横田勝年，黒藪雅弘

（庶務）

油谷和夫，笹井卓，安達正広，松田栄司，大西景子

4 議事（◎は委員長，○は委員の発言，●は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（退任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，平成25年7月31日付け退任の杉村和朗委員，山本孝子委員及び森川憲二委員，平成25年8月1日付け退任の富田善範委員長，新任委員として，平成25年8月1日付け就任の玉森たりほ委員，牧田隆行委員，麻田光広委員及び平成25年8月2日付け就任の高野伸委員，再任委員として，平成25年11月1日付け再任の南部真知子委員及び野原神川委員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

高野伸委員が委員長に選任された。

(3) ADRと司法アクセスについて、前回以降の簡易裁判所の取組の説明及び質疑応答

- 前回の地裁委員会を踏まえた神戸簡易裁判所の司法アクセスに関する取組について報告する。

まず、神戸市と協議して同市のホームページから簡易裁判所の手続案内と民事調停の案内のホームページに直接アクセスできるようにした。

また、民事調停の広報ということで、平成25年11月に法テラス（2回目）と、同年12月に司法書士会（2回目）とそれぞれ意見交換会を行った。弁護士会とは、今年の秋頃に2回目の意見交換会を行う予定である。

さらに、1月16日に神戸市の法律相談業務関係者と、同月23日には兵庫労働局の相談業務関係者とそれぞれ意見交換会を行った。他にも、一般市民や消費生活アドバイザーなどを対象として、模擬調停や簡易裁判所の各種手続の説明をしたり、国の機関、兵庫県、神戸市等からの要請に基づいて、研修の講師を派遣したりしている。

神戸調停協会でも、多数の調停広報のビラを作成、配布するなどして、広報活動に努めている。昨年11月には、神戸調停協会の主催で、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、法テラス、兵庫県及び神戸市のアクセス機関の方々約60人を招いて、模擬調停を行った。神戸簡易裁判所も全面協力し、模擬調停のキャストを引き受けるだけでなく、裁判官から調停について説明し、書記官から調停についての準備状況を報告した。

- ◎ 御質問、御意見等があれば伺いたい。
- 模擬調停に参加された一般市民の方々からの反応はどのようなものだったのか。
- 一般市民の方々には、裁判所の手続自体を御存じでない方が多いので、調停制度の説明をした後に模擬調停を行った。アンケートでは、調停は市民に利

用しやすい制度であり，非常に有益であったという回答が多かったと記憶している。消費生活アドバイザーに関しても，同じような内容で模擬調停を実施したところ，アンケート結果は同様の内容であったと記憶している。

- ◎ 私としては，簡易裁判所は前回，前々回の当委員会でもいただいた御意見の趣旨を理解し，よく動いてくれたと感じている。
- 一般市民がホームページを見たときに混乱しないように，ホームページ自体を工夫されるのも一つの方法だと思う。一般市民として見たときに，どこを最初にクリックすればいいのか分かればいいと思った。しかし，進んでいるので驚いている。
- ◎ ホームページでは，どのような感じのリンクになっているのか。
- 神戸市役所のウェブページの市民相談のカテゴリーの中に弁護士会や司法書士会など各種機関の紹介があり，その中の簡易裁判所の項目にある「ご存じですか？簡裁の民事調停」という表題をクリックすると，調停手続の説明が表示されるようになっている。
- 先月，神戸市及び兵庫労働局と意見交換会をした際に，両者から「調停は勧めたいが，調停に相手方が欠席した場合はどうなるのか。」ということを言われた。これが一番問題になると思っている。

裁判所は公平な立場でなければならないので，手続に関して一般的な説明はできるが，どのような手続を採ったらよいかということとは言えない。神戸市や兵庫労働局の担当者の方には，裁判所に行くときはだいたいどのような手続を採るのか決めてきてほしい，決めてこなくともその場で自発的に手続を採るようにしてほしいということ，相談者に説明していただくようお願いした。裁判所は微妙な立場にあるので，市や労働局や法テラスとの意見交換会の中で，このようなことを説明させていただくことが今後も必要だと思っている。

(4) 簡易裁判所の民事事件制度の手続の概要及び現状についての説明及び質疑応答

● 簡易裁判所の民事事件手続について説明させていただく。

簡易裁判所は、少額軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的とする第一審の裁判所である。言いかえると、弁護士、司法書士等の法律の専門家に依頼しなくても本人が自分で裁判ができる、国民にとって最も身近な利用しやすい裁判所ということができる。

全国の地方裁判所の通常訴訟の事件数は、平成元年から平成7年までに、11万4,000件から15万7,000件程度に増加した。民事通常訴訟の平成元年頃と平成24年頃の件数を比較すると、地方裁判所はやや増加、簡易裁判所は3倍以上の増加となっている。簡易裁判所の通常訴訟は大いに利用されるようになったと言える。

次に、簡易裁判所の代表的な事件の手続の概要を説明する。

簡易裁判所の民事通常訴訟は、少額軽微な事件を迅速に処理する目的から、請求額が140万円を超えない事件を取り扱うことになっている。140万円以下でも、事案が複雑で審理に時間を要する事件については、地方裁判所に事件を移送することがある。全国的にも神戸管内においても、非常に多数の事件が利用されているが、ピーク時から比べると減少傾向になっている。過払金請求事件の減少が一番大きいですが、その他の事件も少しは減少していると思う。

簡易裁判所では、多数の事件を処理するため、審理をする上での特則が定められている。地方裁判所では、最初の口頭弁論期日に限り、欠席しても事前に裁判所に提出した書面を陳述したものとみなすことができるが、簡易裁判所では、最初の口頭弁論期日だけではなく、2回目以降の口頭弁論期日に欠席しても、事前に提出した書面は陳述したものとみなすことができる。

和解についても多数の事件を迅速に処理するため、特別な配慮がされている。地方裁判所では、当事者双方が裁判所に出席するか、裁判官が電話会議等で裁判所に出席していない当事者の意向を直接確認する必要があるが、簡易裁判所では、裁判所に出席していない当事者の和解の意向を書面で確認できれば、和解に代わる決定で解決できるという特則があり、実際大いに利用されている。

また、地方裁判所では、裁判官が直接和解の手続を進める必要があるが、簡易裁判所では、司法委員の制度があり、司法委員が一人で裁判官を補助して和解の手続を進めることができる。あくまでも司法委員は裁判官の和解を補助するものなので、裁判官と十分協議をし、和解成立の際は裁判官が直接確認する。この制度により、多数の事件を同時に進行させることが可能となり、大いに利用されている。

少額訴訟は、訴訟の一態様であるが、特別、迅速な解決を目指しており、第1回口頭弁論期日で審理を終え、和解又は終結してその日若しくは2週間程度以内に判決を出す。実際には、審理を終えたその日に和解又は判決をすることが多い。少額訴訟は、60万円以下の金銭請求のみ利用可能で、利用回数も年間10回までと制限されている。即日終結のため、証拠調べは、証拠書面、在廷している証人及び本人の取調べ等に限定される。少額訴訟判決に不服がある場合は異議申立てしかできず、異議申立てをしても同じ簡易裁判所、同じ裁判官になるが、通常手続で審理することになり、上級裁判所の判断を求める控訴、上告はできない。

ただし、原告から少額訴訟が提起されても、被告が通常訴訟による審理を求めた場合や、裁判官が通常訴訟による審理が相当と判断した場合は、事件は通常訴訟に移行することになる。

支払督促は、主に金銭を請求する場合に利用できる手続で、債権者に簡

易迅速に債務名義を取得させることを目的としている。そして、書記官は、債務者の意見を聴くことなく、債権者の一方的な申立てにより、申立書の審査のみで支払督促を発付することができる。

支払督促正本が債務者に送達されてから2週間以内に債務者から異議の申立てがない場合は、債権者からの申立てによって、支払督促に仮執行宣言を付す。この仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達されてから2週間以内に異議の申立てがなければ、仮執行宣言付支払督促は確定し、確定判決と同一の効力を有する。債務者から適法な異議の申立てがあると、支払督促は通常訴訟で審理され、裁判官が判断することになる。

支払督促は、貸金業者の利用が多く、債務者からの異議申立ては一、二割程度であり、そのほとんどが分割払いによる和解移行である。紛争解決に大いに貢献している制度といえる。

最後に、話し合いによる解決制度であるADRの民事調停であるが、ここ二十数年の申立件数は、特定調停の全盛期であった平成15年頃まで増加したが、その後急激に減少し、平成24年は平成元年より減少した。

簡易裁判所では、よくある事案の訴状、支払督促申立書、調停申立書のひな型を用意して国民に利用していただきやすいようにしている。

民事訴訟及び支払督促は、非常に利用しやすく、実際にも数多く利用されていることから、運用改善の必要もほとんどなさそうであるが、民事調停は、全国的にも神戸管内においても急激に減少している。実際の調停運営の改善も必要と考えられるし、調停の広報も重要と考えている。

神戸簡易裁判所では、神戸地方裁判所の協力を得て、平成24年から熱心に調停の広報活動に取り組んでいる。その一番の理由は、国民の中に、民事紛争を抱えながら、裁判所の敷居が高いことが理由で簡裁の調停を利用されていない方がいるのではないかと心配したためである。調停の良さを多数

の方々を知っていただく努力をする過程で、裁判所を身近に感じていただきたいと心より願っている。

これからの神戸簡易裁判所の調停についての具体的な取組方針等を報告させていただく。

今後も様々なADRやアクセス機関との意見交換会を通じて、調停広報活動に努力するつもりである。これまでの消費生活センターや法テラスとの意見交換会の中で、「裁判所の調停は何が得意ですか。」と聞かれ、「全てである。」と答えている。裁判所の調停は、全ての分野において得意であることを使命としており、そのための努力をしているし、そのためのスタッフ、弁護士、司法書士、医師、公認会計士、不動産鑑定士、税理士、消費者相談員等の専門家調停委員をそろえていると話して、理解を得ている。

弁護士、司法書士の方々からは、調停は利用しづらいと言われることがある。訴訟の場合は和解か判決で解決するため、それまでに要する月日が予測しやすいのに対し、調停の場合は不成立で解決しないことがあるため、成立不成立までの時間の予測がしにくいというのが理由のようである。その点は、神戸簡易裁判所でも大いに反省し、平成24年4月頃から改善を図っている。必要があれば調停の期日を重ねるが、通常の事件は三、四回で解決のめどをつけるようにしている。

また、調停が成立しないときも、当事者の考えにそれほどの差がないときは、裁判所案を提示して調停に代わる決定をしているが、異議が出されることは少なく、そのまま確定することが多い。これらをADRやアクセス機関、特に訴訟を利用されることの多い弁護士及び司法書士にPRするつもりである。

さらに、民事紛争の形態にも着目したいと考えている。紛争の形態には、事実関係や法的責任について争いがある場合、当事者間の感情のもつれが大

きい場合、支払条件が折り合わない場合などが考えられる。民事訴訟でも和解が行われることが多いので、民事訴訟もADRである民事調停も似通っていると言える。ただ、民事訴訟の場合は、民事調停ほど話合いの時間を取ることができないので、紛争形態の中でも、当事者間の感情のもつれが大きい場合のように十分な話合いが必要な事案では、民事訴訟より民事調停などのADRが望ましい。最近、簡裁民事訴訟を担当していて感じることは、和解での解決を進めても「判決をしてほしい。判決をもらってから当事者間で話合いをする。」という返事の多いことである。多くの場合はそれでもいいのだろうが、当事者間の感情のもつれが大きいとき、判決で勝訴した当事者が有利な立場で、感情のもつれをほぐすことをあまり考えないで支払を強く求めることがあるのではないかと心配している。

当事者間の感情のもつれが大きいと推測される事案については、まず、調停などのADRを利用して感情のもつれをほぐすことに努力し、ADR等での話合いの機会を持っても解決しないときに訴訟提起するのがよいのではないかと考えている。この点もアクセス機関、特に利用することの多い弁護士及び司法書士にPRしたいと考えている。

以上、神戸簡易裁判所の今後の方針を提示させていただいた。委員の皆さま方から、神戸簡易裁判所の考えやこれらの方針等について、忌憚のない御意見を聴かせていただき、今後の神戸簡易裁判所の運営や広報活動に役立てたいと思っている。

- ◎ 御意見、御質問等を伺いたい。
- 地方裁判所と簡易裁判所とに分かれているが、簡易裁判所はこの建物の中にあるのか。
- この中にある。簡易裁判所が3階にあり、地方裁判所が4階で一部は3階にもある。

- 少額訴訟には、例えばどのような事例があるのか。交通事故などがあるのか。
- 交通事故もある。金銭の支払関係が多く、敷金返還請求等もある。早く解決したい場合に少額訴訟を利用されるが、実際は通常訴訟手続も早く終わっており、このことが分かっている方は、少額訴訟ではなく通常訴訟を利用される方が多いのではないかと思う。
- 神戸簡易裁判所はこの建物にあり、各支部にもそれぞれ簡易裁判所がある。以前は、もっとたくさん簡易裁判所だけの裁判所があったが、諸々の事情により、簡易裁判所が廃止され、数が少なくなった。それがいいのかどうかは議論されているところだが、弁護士会としては、身近な使いやすい裁判所であれば、やはり遠方まで行くのは大変なので、もっとたくさん簡易裁判所があったほうがいいのではないかという意見を持っている。
- 私自身は、すごい建物の中に自分が入っていくというどきどき感があったので、簡易裁判所は違うところにあると最初は思っていた。
- いろいろなADRの場合もほとんどそうで、よくそこに相談に行くこと自体に抵抗を感じる方がいらっしゃるという話を聴く。裁判所もそうかもしれないが、裁判所は裁判所で少し権威を持って話をしていただいた方が、公平にやっていただけるというイメージを持たれると思う。他のADRとは違った面もあっていいのではないかと思う。しかし、そうはいつでも、遠くまで出かけて行かなければならないというのは負担である。
- 新受事件推移表を見て、全体的に数字が下がっているのは、訴訟が少なくなっていることではなくて、問題を抱えている人がいながら、結局は来ないということになるのか。
- 2年くらい前から、裁判所の敷居が高いのではないかと悩む時期もあった。しかし、今ではどうもそうでもないと思うようになった。特定調停が平成

15年前後にかなりの件数が利用されているので、敷居が高い裁判所でも、良い制度、良い手続であれば利用されると思っている。平成17年頃から平成23年頃まで通常訴訟が増えているのは、特定調停の申立てが減って、過払金請求訴訟の提起が増えたからである。

- 過払金請求は、弁護士や司法書士が、収入に結びつく過程の中でコマーシャルなどで宣伝されるからであって、一般の方が直接というのは少ないのではないか。
- 特定調停は口コミなどで広まった。過払金請求もそうだと思う。過払金請求の場合は、ほとんど弁護士や司法書士に委任しているが、実際にある程度解決されると依頼する方が減り、弁護士や司法書士が大々的に宣伝するようになった。最初の頃は、弁護士や司法書士が宣伝しなくても依頼される方が多かったのではないかと思う。この点については、裁判官、弁護士及び司法書士にもいろいろお考えがあると思うが、私自身はそのような理解である。
- この地裁委員会で議論する場合は、過払金訴訟などの類型は横に置いて考えたほうが良いと思う。過払金という特殊な類型の事件は今後減っていくのではないかと思う。弁護士や司法書士が入っている場合はたくさん利用するが、最近個人の方は利用していないと思う。過払金のような類型ではなく、もっと身近なところで起こっている貸金、隣地の境界の争いなど、日常生活の中で生じてくる事件が一体どれくらい調停に持ち込まれているのかという視点から増減を見ていかないと、市民の使いやすい制度になっているかどうか分からないのではないかと思う。私は、市役所や区役所の法律相談によく行くが、頻繁に調停を勧めている。「法律相談に来てもらってもどうしようもありません。相手がいるのだから、話し合いなさい。そのためには、簡易裁判所の調停が一番良い。」と勧めるが、私が言わなければ調停を御存じでない市民がまだまだたくさんいるのが現状である。制度が利用しやすいかど

うかの前に、知らない人が多すぎるということが、私が法律相談に行ったときに感じていることである。

- 今のお話とも関連して、調停について、広報というものをどのように考えるかというところだが、一つ目は、裁判所自体の敷居が非常に高いというのがあると思う。

二つ目は、調停を知らないという方が非常に多い。消費生活相談員に調停制度をPRすることももちろん大切だが、それだけではなく、暮らしの中にどう織り込んでいくかがとても重要だと思う。例えば、回覧板などの活用や、ワークショップなどの参画型・体験型の学習プログラムがある。公民館、生涯学習センター、消費生活センター、男女共同参画センター、市民センターなどでは、各種講座を行っているので、例えば、調停に相談したい人と調停委員との模擬劇（模擬調停）のような学習プログラムができますよとか、学習プログラム自体を提示していくといったことが必要である。講師としては、弁護士会、裁判所職員などが考えられる。実際学習講座をどのように組んだらいいのか、学習機関はとても苦勞していることなので、このような学習プログラムを組めることが分かれば、活用される学習機関はたくさん出てくると思う。

三つ目は、社会全体で人と人との関係が希薄化している中で、話し合うということの価値自体が非常に落ちてきているということである。先ほど、和解より判決という流れがあるというお話があったが、すぐ訴訟にという社会自体の価値観の変化も背景にあると思う。調停に来られる方を待つという待ちの姿勢だけではなく、むしろ調停を暮らしの中に織り込んでいくことで、話し合うことの価値や地域のコミュニケーションづくりに果敢に取り組んでいくことも大切ではないか。私は、調停は非常に良い制度であり、日本という国でこそ育った制度ではないかと思っている。暮らしや生活の中に調停を

織り込んでいくことが、人と人との関係が分断されている日本の社会の中で、大きな一石を投じることになるのではないかと思う。

- ◎ 今、お話しがあったように、過払金訴訟の部分を除いて考えなくてはならない。平成21年にピークを迎えたが、この増減の主たる原因は過払金事件である。過払金以外の事件は、平成15年から比べれば減っている。厳密には、過払金だけの統計を取っていないので、近似値を示しているが、事件数の傾向が出ている。簡易裁判所はこれと類似した傾向と御認識いただいてよろしいかと思う。平成元年頃から比べれば、平成24年には調停の申立てが減っており、それがここ数年、裁判所の課題である。調停が使われていない原因の一つは、調停の価値を認識していただけていないということであり、我々裁判所側に原因がありはしないかと考えている。社会が変化しているのに、裁判所は昔ながらの調停の運用をしており、本来のニーズをつかみ損ねて、過払金以外の部分で調停が減ってきているのではないかということであるが、証明するものがないため、仮説を立てて自分たちで反省しながらやっているところである。
- これは前回も言ったのだが、我々普通の人、例えば今まで一度も人と争いごとをしたことがない人、金銭的な問題や裁判のようなことがない人にとっては、裁判所というのは分からない所である。簡易裁判所があることは知っていたが、実は資料を見て地方裁判所とこんなに違いがあり、金額的にも140万円とか60万円とかの制限があることを初めて知った。そもそも一般の人はそういうことを知らないのが当然なので、知っていただくことが何よりも大事だと前にも言ったところである。例えば今の時代なら、何か争いがあって裁判になるかと思う時に、インターネットで検索すると、どのような方法があるか一番簡単に見やすい。ニーズへの対応は、インターネットで見るのが一番速いので、こういう事例であれば簡易裁判所の調停が使えるとか、

そういうアクセスの仕方をもっと工夫をしていただき、簡易裁判所の調停とか少額訴訟とかが出てきたら、それを見てどこに相談しようか、場合によっては裁判所に行って相談しようかと考えるので、最初の入り口の垣根を低くすることが、一般の方に対しては大事ではないかと感じる。今日も地裁に入った時、会議室がどこか迷ったが、総合病院だと患者がどこに行けばよいか、総合窓口で症状を聞いて「何科へ」と案内してくれる。裁判所も入り口で丁寧に対応するという、垣根の低さをもっと意識するということが一般の方には大事ではないか。我々が裁判所のしくみが分からないという前提が地裁委員会の存在意義みたいなところであり、知らない人からこうしてもらいたいというのを聞いてもらえる場にしてほしい。

それから、資料の中で、少額訴訟では判決に不服がある時に異議申立てができるが控訴はできないとある。異議申立てをするとどうなるのか、地方裁判所に移るしかないのかということか教えていただきたい。

- 異議申立てがあれば、少額訴訟の審理をした同じ簡裁の裁判官が、通常訴訟の形で審理をする。普通の事件は、簡裁で判決すると控訴で地裁に移り、地裁で控訴すると高裁が上告審になるが、少額訴訟は、異議が出て同じ裁判官が審理して判決した場合、それ以上不服申立てできず争いようがなく、一審制のような特別な制度である。そのため、被告は通常訴訟の手続を求めることができるのである。
- 異議が出ると、まとまらないものとして処理されて、やろうとすれば通常訴訟に行くということか。
- ◎ 異議後の通常訴訟でも同じ裁判官がもう一度審理する。
- では、少額訴訟と当然同じ結論になるのか。
- ◎ 少額訴訟においては一日で処理しているので、少額訴訟とは出てくる証拠が違う可能性はある。

入り口が簡裁の通常訴訟であれば控訴でき、控訴すれば地方裁判所が合議体で判断する。

- それなら、少額訴訟は誰もやらないのではないか。だから事件数が少なくなってしまう。
- ◎ そうなっている可能性はある。ただ、少額訴訟は司法制度改革でできた制度で、手続が一日で終わるところに特徴があり、それまで日本の裁判制度になかったものである。
- 少額訴訟を申し立てる人は、これで納まると、自分の言い分が通ると思うから出すのである。一回で終わるので、申立人側にとっては有利な制度である。

受ける方の人は、少額訴訟で判決までもらってしまうと、事実上争えなくなるので、争う方は申立てがあった段階で判決をもらわずに通常訴訟に移してくださいと言うのである。そうすると直ちに通常訴訟に移り、その決定に対しては控訴ができる。

- それでは、争いの解決にならない。
- ほとんど争いのないような事件で、相手が出てこないだけでこの手続をとると早く納まると思った場合、言い分がないのにごちゃごちゃ言っている相手だと思った場合に利用できる。
- よく分かった。争いがあれば、少額訴訟は使わないであろう。
- ◎ 総合案内の件について、総務課長に説明させる。
- 神戸地方裁判所では、総合案内としては、守衛が案内している。裁判所には民事事件や刑事事件など色々な手続があり、裁判所から呼ばれて来る方が多いので、その書面を見せていただいて案内していることが多い。用件が相談であれば簡易裁判所に案内し、詳細については簡易裁判所の担当者から説明するよう対応している。

- ◎ 案内を担当する職員は配置している。
- 民事裁判，刑事裁判で，入り口とまでは言わないが，何かを分けてはどうか。要するに，垣根を低くするにはどうしたらいいかということに触れた。現在の対応で済んでいるのなら構わない。
- ◎ おっしゃるとおり裁判所には色々な方がおいでになるので，どこに行ったらいいかについては，案内できるよう注意しているつもりである。また，行き先が分からなくなった方があれば，案内するよう指示している。呼出状を持った方は「これはどこに行けばいいか。」とお尋ねになると思うが，訴えを提起しようとおいでになった方には，どこに行けばよいか分からない方があり，窓口の場所を案内している。
- 裁判所では，総合病院で最初に医師に症状を話して何科に行けばよいか割り振りされるのと同様の仕組みになっていないことは確かである。ただ，目的が決まっている方が多くいらっしゃるので，その場合には行き先を案内する。部屋を探していらっしゃる方には，「何か御用ですか。」でなく「どちらに御用ですか。」と聞くよう職員に指導している。今後，接遇の研修をより進めていきたい。

なお，裁判所によっては，総合案内を行う職員を入りに配置している庁もある。
- A委員が「普通の人感覚」と言われたが，我々は普通の人感覚を大事にしないといけないと改めて思う。普通の人感覚では，そもそも裁判所に行きたくないのである。簡易裁判所の件数が統計上減ってきているということは必ずしも悪いことでなく，多少のいざこざが裁判所以外で解決されているという一つの証であるかもしれない。例えば，最近，法律事務所がテレビやラジオでコマーシャルをされており，入りやすいように弁護士が門戸を開いておられる。そこで交渉が成立して，裁判所まで行かずに済むということ

も結構あるのではないかと思う。しかし、本当に裁判所に行かなくてはならない人が行きたくないと思ってしまうとすると、それをどう解決すればよいかがポイントなのだろうと思う。だから、裁判所に別の入り口があれば良いとの意見もあるし、外から見て重厚で上はガラス張りのデザインの建物に行きたくないと思うだろう。私自身、行き先として裁判所と書く後に「委員会」と括弧書きするくらい、裁判所というのはあまり行きたくないところである。究極の意見を言えば、簡易裁判所の名前自体も変えてしまうことも考えないと、敷居は低くならないかもしれない。そこまでは難しいと思うが、裁判所に入ってからの案内ではなく、入るまでの導入部分をどうするかという部分を議論すべきではないかという気がする。

- 裁判所には、呼び出されるイメージとか、職業上プロの方たちがやっていращやるイメージがあり、大きな裁判があると傍聴される方が多いなど違ってくるのだろうが、少しずつ開けていけばよいと思う。私がお聞きしたかったのは、簡易裁判所は一人で申立てができると書いてあるが、基本は弁護士を付けないのが前提になっているのか、それとも付けても良いのか。
- 地方裁判所も民事事件の二二、二三パーセントは弁護士を付けておられない。簡裁の場合は、5割くらいだろうと思う。簡裁の事件の中で代理人を付けることが多いのは過払金訴訟で、ほとんどが弁護士や司法書士を付けておられる。また、簡裁の交通事故は、相手方になると保険の弁護士特約があることから弁護士を委任しやすい。簡裁の事件のうち、過払金事件と交通事故を除く七、八割の事件は本人がされていると思う。本人が裁判所に来られて、申立ては十分にできている。

今日改めて裁判所の敷居が高いことが分かったので、拭い去れるよう頑張りたい。

- 結局、裁判というのは、費用が高いだろうとか弁護士さんが高くつくだろ

うとのイメージがあるので、簡易裁判所は、もっと「安い、速い」などのポイントをPRすべきだと思う。私も制度としての簡易裁判所は習った気がするが、高校生くらいを対象に、年1回、出前授業を各校で行えば、入り口として簡易裁判所があることが分かってよいのではないか。弁護士は中学校などでも出前授業を行っているが、裁判所は行っていない気がする。

それから、事前配布された資料の「初めて簡易裁判所を利用される方のために」(http://www.courts.go.jp/vcms_lf/201301.leaf-kansairiyou.pdf)に簡易裁判所の各手続はどんな種類の紛争が対象かという表があるが、分野別に見て、事件が多い分野は一般的な訴訟と簡裁の手続で似ているのか。

- 簡裁でも損害賠償事件が多く、貸金事件、立替金も多い。
- 交通事故の事件などは一般的に保険会社が入ってきて示談したりするので事件数は少ないかもしれないが、最近特徴的なことはあるか。
- 交通事件は、調停事件の中でも特別だと思っている。交通事件は、過失割合、損害額などの基準割合が公表されており、調停でも、保険会社や支払側は過失割合や損害額がどうなのか強く言うので、必要な資料は出してもらい、ある程度、申立人及び相手方からの主張、要望を聞いた後で、裁判所の解決案を示している。裁判所案を示さないと、保険会社が納得しない。調停事件の中でも交通事件は、裁判と同じような感じで証拠調べをしている。法廷での尋問などは行わないが、必要な事件は当事者から直接事情を聞くので、交通調停事件は訴訟に近づいていると思う。先ほど言ったように、当事者は調停事件から訴訟に流れており、調停も訴訟の良さを取り入れなくてはならない。調停で合意が成立しなくても、裁判所案を調停に代わる決定として示して、異議が出なければ確定するという方法を取らないとなかなか調停が成立しない。調停の一番の弱点は、不成立でも終了するという事なので、不成立で終わらないよう、また、不成立としても裁判所案を示して訴訟に近づけ

たいと努力している。

- ◎ 交通事故損害賠償事件の件数は、保険の弁護士特約の影響もあって増加している。交通事故は、金額は少なくとも争いが熾烈になり、調停になっても難しく苦勞も多いのが実情である。
- 私の感覚では、簡易裁判所の仕事のうち、調停とそれ以外の業務はかなり性格が違っている。調停以外の事件は、要するに金額は小さいが地方裁判所でやっているのと同じで、少額訴訟であれ何であれ、普通の裁判と同じだと思う。ただ、調停は違っていると思っている。調停の役割は、基本的に話し合いによる解決で、色々な事情を考慮しながら合理的な解決ができるところに非常に大きなメリットがあると思う。だから、調停とそれ以外の手続は、宣伝の仕方が違ってこなければおかしいと基本的に思っている。

それから、調停は、弁護士ももちろん利用するが、若い弁護士が調停をあまり利用しないというのは、私からすればけしからん話で、調停を知らない人が増えてきていると思うので、弁護士会に持ち帰って諮ってみたいと思っている。

私が調停を勧める場合、何が良いかというのと、とにかく話し合いができることである。話し合いで相手の気持ちを理解しなければ解決しないし、それが調停の良いところなので、もっと宣伝していただきたい。

また、調停が話し合いであるということで、中に入ってくださる調停委員、後ろで見守ってくれている裁判官が、合理的な判断をして合理的な解決に導いてくれるという信頼感が私に強くある。調停委員が考えてくださること、裁判官が調停委員と協議しながら出される案が本当に合理的なのだということを皆さんに知ってほしい。それができるのが調停であることを、もっと宣伝しなければいけない。

調停委員には、公平な立場をあまりにも意識しすぎて何も言わないとか相

手の言い分を伝えるだけでは役に立たず、何も解決せず前に向かわないので、もう少し積極的になってほしいと思っている。積極的になって話をしていただき、申立人も相手方も調停委員の話に納得して帰っていただくのが一番よいことと思う。

調停を利用した人たちが周囲の人に自分の体験を説明するので、利用者がどういう印象を持っているのかを、もっと色々なルートで吸い上げ、市民が持っているイメージを集めないと、本当の対策はできないと思う。

裁判所に来られる人に、傍聴人がおられ、色々な感想を述べておられる。そういう人たちの声を聞くルートを考えておかなくてはならないのではないかな。

設備的な問題として、私が代理人として調停に付いていった場合に困るのは、依頼者と打合せをする場所がないことである。申立人待合室又は相手方待合室で待つのだが、そこでは色々な話ができない。例えば付いてきてもらった家族と相談するにしても、隣に知らない人がいるので、そこでは中身の話ができず、進め方の相談がしにくい。調停を進める中で秘密を保持しながら打合せをする場所ができないかと思う。

- 今回の調停のお話だが、今日ここに来る前に資料を読み、調停は便利な制度だと思い、PRが不十分なのだろうと思っていた。ところが、話を聞き、資料を見て、自分が調停を知ったとして利用するかと考えると、恐らくしないと思った。なぜかという、元々話合いをしてもめている状態なのだから、調停に行っても解決しないので、恐らく弁護士と訴訟をしようと思った。弁護士に依頼する立場で言うと、訴訟を取ろうと思う。先ほどお話しがあったように、弁護士がどう言うかがキーになる。調停がよいということでアドバイスを受ければ調停の話になるが、あまりそうはならない気がする。そもそも調停のニーズがあるのかどうかが大事で、確かに調停は良い制度なのだろうと

思うが、データだけ見ると調停のニーズは本当にあるのかと、訴訟のニーズが高いと思った。原因がPR不足や垣根の高さが原因であればそれでいいが、自分であれば調停より訴訟をする気がしたので、原因がどこにあるのかは色々な意見を聞いて進めた方が良かったと思った。

- 弁護士に相談に来ていただいて、私であれば調停にするか裁判にするかは紛争の中身で判断する。話し合いをかなりされて行き詰まっていて、証拠がはっきりしていれば裁判を勧める。証拠がない場合、裁判しても決着が付かないから、調停を勧める場合もある。本人が話し合いをしたと言っても、聞いてみるとそれほど詰めた話がされていない場合も結構ある。また、私が法律相談で経験している事例では、相手方が話し合いに乗ってくれない、誰と話をしたらよいか分からない、相手にどう話を持って行けばいいか分からず立ち往生している、こういった方々が多く、このような方々には調停を勧める。争いの内容にもよるが、私が法律相談している限り、調停に回した方が良い事件は非常に多い。
- 案件としては、恐らく調停になるものが多いと思う。ただ、調停は申立人と相手方が行かなくてはならない前提で、相手が来てくれないと話にならない。そうすると、もめている段階で、その状況は作りにくいと思ってしまう。
- 裁判所から呼出しがあったら来てくれる方は、割合多い。絶対来ない人もいるが、裁判所からの呼出しであれば仕方ないと来てくれる方は多い。
- それが多ければ整うと思うが、私の感覚ではなかなか見えないところがあるので、弁護士に相談した方が早いと思ってしまう。となると、その状況がどこまで普通の人に伝わっているかというのがポイントになるのかと思う。
- ◎ 調停制度を理解されている弁護士には、御本人が訴訟しかないと思って、まず調停でやるのが良いと振り分けていただける。

調停制度は世界に冠たる制度であり、日本の裁判所としては、これだけコ

ストが低く紛争解決能力が高いシステムであるので、利用してもらうため、非常に力を入れている。

- 調停にしても紛争の種類が色々ある。調停の件数が一概に減少しているとのことだが、どの種類の紛争が減少しているのか分析されているのか。
- 特には分析していない。全体としては、二十何年前程度に減ってきている。簡裁民事の通常訴訟を担当していると、調停で話し合いをした方が良い事件もある。そのような事件は、当事者の了解を得て、多くはないが付調停もしており、案外調停が成立している。
- 減少の中身によって対策の立て方が違ってくるといふことと、最近金融ADRがいわれているが調停の数に含まれているのかという点をお聞きしたい。
- 最近ほとんど入っていない。調停が増える要素としては、中小企業の方が特定調停を申立てされれば調停事件数は増えるかもしれない。そのほか、労働関係事件も、訴訟や審判でなく調停を利用されれば、非常に増えると思う。どちらも、スタッフとして調停委員を揃えて対策をしている。
- 金融ADRについては、こちらから御客様に対して、金融機関ともめごとがあり話し合いで解決できない場合はこのような制度があることを通知している。どんどん利用していただき、解決しようとしている。そのようなこともあり、調停全体の件数が減っている部分があるかと思うが、そのようなことはないということか。
- 一部あると思う。金融機関円滑法の関係で債務の支払いを待っており、調停や訴訟の申立てがそれほどないと思うが、それが切れるので、訴訟や調停の申立ての増加を予想している。

(5) 委員長代理の指名

委員長が、委員長代理に杉本直己委員を指名した。

5 次回期日

平成26年7月頃実施予定（追って調整する。）